

公益審法第391号
平成26年2月20日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県公益認定等審議会
会長 山田 貞夫



答申書

平成26年2月10日付け教総第426号をもって岐阜県公益認定等審議会に
諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に
関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第117条に規定
する認可の基準に適合すると認めるのが相当である。

1. 法人コード：A006185
2. 法人の名称：財団法人岐阜県教職員互助会
3. 認可を受けた後の法人の名称
一般財団法人岐阜県教職員互助会
4. 代表者の氏名：菊池 真也
5. 主たる事務所の所在場所
岐阜市柳ヶ瀬通六丁目 1 4 番地ホテルグランヴェール岐山内
6. 公益目的支出計画の作成の要否：要
7. 旧主務官庁の名称：岐阜県教育委員会